#	分類	質問トピック	質問内容	回答	回答更新日
1	応募時	Trusted Webに係る3つの要件について	ホワイトペーパーVer2.0で示されたアーキテクチャの図には、「機能2：データのやり取りにおける合意形成の仕組みがあり、合意の履行のトレースができる」は含まれていないように思われるが、それらについては自由に提案しても問題ないか	それらの要件については、アーキテクチャ図上では示されていませんが、アーキテクチャのワークフロー（P61～62）で読み取れる形となっております。 各事業者様は、今回の公募で提案いただくソリューションについて、ホワイトペーパーVer2.0で示されたアーキテクチャや6構成要素に必ずしも沿っている必要はなく、また、沿っていないことが理由で減点は致しません。 ただし、具体的なユースケースを各事業者様にご検討していただきながら、フィードバック（例：具体化、改善点・代替案、共通化すべき部分などの提案や新たな論点の問題提起など）を本事業の成果として抽出・提示いただくことをお願いすることになります。	4月4日
2	応募時	応募の要件について	IoT機器における課題を題材とした応募でも問題ないか。	問題ございませんので、是非応募をご検討いただければ幸いです。	4月4日
3	応募時	トランスポートに関する提案について	Trusted Webホワイトペーパーver2.0では、トランスポートに関する検討は今後、とありましたが、トランスポートの提案を含んだ内容での応募も可能であるか。	ご指摘のとおり、Trusted Webホワイトペーパーver2.0では「トランスポートの具体的な実装については、今後検討を進める。」としており、是非、トランスポートの提案を含んだ内容で応募をご検討いただければ幸いです。	4月4日
4	応募時	ユースケースの産業分野の選定要否について	A類型・B類型ともに、企画・開発を行うフィールド（産業分野）の選定含めて、提案をする必要があるか	企画・開発を行うフィールド（産業分野）の選定を含めて提案する必要がございます	4月4日
5	応募時	代表団体について	コンソーシアムで応募する場合、代表企業については、「法人格を有する民間事業者又は団体であり、本実証事業の運営管理、コンソーシアム構成員相互の調整を行う管理能力を有すること。」との定義があるが、任意団体を代表企業とし応募することは可能であるか。	ご指摘のとおり、コンソーシアムにおいて当社との契約主体となる「代表団体」は、「法人格を有する民間事業者又は団体」としております。 そのため任意団体が法人格を有さない場合、代表団体としての当社との契約は出来かねます。	4月4日
6	応募時	ステークホルダーとの事前合意について	実際に着手できる前段階まで検討した上で提案することが望ましいか。（ステークホルダーとの）事前合意は必要か。	事前合意は任意ですが、事前合意できている場合、実現可能性の面で高評価となります。事前合意が取れていない場合、実施体制図上で「内諾未承諾」と記載頂く必要がございます。	4月4日
7	応募時	合意書等の提出要否について	業界団体等と合意が得られている場合、合意書等の証明書は必要か。	合意書等提出の必要はありません。内諾未取得と記載されていないならば内諾が取れているものであるとして理解させていただきます。	4月4日
8	応募時	参加団体への再委託について	委託金額のうち参加団体に支払う再委託金額の占める割合に、上限は存在するか	予算に占める再委託比率に制限はございません。	4月4日
9	応募時	担当者について	複数のプロジェクトについて、プライオリティ記載したうえで申請する場合、各プロジェクトの担当者は同一でよいか。 （理由：いずれかのプロジェクトが1つ採用された場合のプロジェクト担当者は同一人を想定しているため）	複数プロジェクトを同一のプロジェクト担当者にすることは可能です。その場合、応募したプロジェクトがすべて採択された場合でも、実行可能であることをご確認ください。	4月4日

#	分類	質問トピック	質問内容	回答	回答更新日
10	応募時	契約前の費用捻出	調査研究請負事業者との契約書締結を待たずに物品購入を開始しても問題ないということで合っているか (契約書締結前の作業や物品購入についてプロジェクト終業後の検査の時に、「採択後～契約前」に発生したエフォートや物品購入費用として計上できない事態が発生しないか懸念がある)	プロジェクト終了後の検査では、原則として支出明細・証憑の確認はしません。契約前の時点では、支出計画書が正式に認められていない状況ですので、受託者の責任で判断してください。 なお、キックオフ会議においては、実施計画書等の再委託契約に必要な書類や採択後の流れについて、当社から事業者に対して説明する場を想定しております。	4月4日
11	採択時	委託団体の開示	案件採択の際に、コンソーシアム事業者において、どの範囲まで公知・開示されるか （代表企業、主要企業傘下の参加企業、その他委託・協力企業等）	コンソーシアムで代表団体以外の委託先（参加団体含む）について非開示を求める場合、合理的事情があれば法人名を非公開にすることも可能ですので、個別にご相談ください。(ただし、ユースケース実現に向けて関係企業・業界団体の巻き込みの重要性を考慮すると、公開することが望ましいと考えております) 特にデモ動画制作会社など、ユースケースの実現における非主要会社の場合は非公開にしても差し支えないと考えております。委託関係のない協力団体についても同様となります。 なお委託先を非公開とした場合においても、当社及びデジタル庁等への開示は再委託承認手続を行う都合、必要となります。（合理的事情があれば、機密情報として扱うことは可能ですので、ご相談いただければと存じます）	4月4日
12	採択時	本公募採択後の告知について	本公募の採択が確定した場合、プロジェクトの主体者（コンソーシアム構成者含む）や委託先（コンソーシアムに属さない）は採択されたことを取引先等に告知したり、Webページに掲載することは可能であるか。時期や内容等に関して制約があれば教えていただきたい。	採択結果の告知・公表は可能です。 なお、採択結果の公表については、当社から各事業者へ個別の採択結果を通知（内示）したのち、当社から全ての採択結果を対外的に公表する、という流れを予定しております。 そのため、Webページ等での公表については、当社が公表を行うまでお待ちいただくことになります。 取引先への告知については、当社から採択結果の通知を受けた後であれば、内々にお話をして頂いて構いません。ただし上記のとおり、外部への公表は当社の対外公表以降までお控えください。	4月4日
13	契約時/契約中	提示金額と契約金額	契約時には、公募申請時に提出する様式3支払計画書の金額に対して若干の委託費用調整があると理解しているがどの程度の金額が費用調整されると理解したらよいか。	有識者による審査や応募状況等を踏まえ、当社からの提案により、契約時・採択決定時に、委託費用の調整が生じ得ますが、どの程度の金額幅になるかは、応募内容を踏まえて判断するため、回答が困難です	4月4日
14	契約時/契約中	提出後の内容変更について	書類提出後（選定結果が発表後）、実際の要件定義検討時に、書類提出内容の変更が必要になった場合は、見直しが可能であるか。可能な場合はどのような手続きが必要になるか。	提案書については、採択後、実施計画書として実証計画を確定して頂きます。 実施計画書の確定後、実証期間中に実施計画書通りに進めるべきではなくなった場合、変更内容とその理由（様式自由）を当社に事前に連絡いただき、大きな変更であれば、当社及び政府関係者の承認を得ていただくことを想定しています。 合理的な事情があれば、コストをあまりかけず、柔軟に見直しが可能なようにしたいと考えております。	4月4日

#	分類	質問トピック	質問内容	回答	回答更新日
15	契約時/ 契約中	提出後の内容変更について	・書類提出後（選定結果発表後）、実際の要件定義検討時に、再委託先が変更になった場合は、見直しが可能であるか。可能な場合はどのような手続きが必要になるか	再委託先を変更する場合、当社からデジタル庁に対して再委託申請手続きを再度実施する必要がございますので、必要な情報（会社名、再委託事項、予定金額）をご連絡いただくともに、実施計画書の該当部分の変更処理をさせていただきます。その他特段の手続きはございません。 なお、再委託先の変更に伴う契約金額の変更は原則実施いたしませんので、契約時に確定する金額の中でご計画をお願いいいたします。	4月4日
16	契約中	再委託者における時間管理	調査研究請負事業者に対して稼働記録（誰が、いつ、何の作業をしていたかの記録）を提出する必要はあるか	本事業を履行する上での契約履行条件（仕様書等に定める条件に従い成果物を納入、業務完了報告を行い、それが確認される等）を満たすかぎりは、こちらから稼働の明細等を求めることはありません。	4月4日
17	契約中	従業員の人件費について	外注費やサーバ利用料など外部に対しての支払いは、請求書や支払いの明細から実際の金額を資料として提出できるが、従業員の人件費はどのように対応すればよいのか。稼働管理などを別途行う必要があるのか。	人件費については、稼働管理を実施していただく必要はございません。支出計画書で計上いただいた事業費をお支払いさせていただきますので、御社の営 業単金等に応じて人件費の単価を設定いただき、適切な支出計画書の作成をお願いいたします。	4月4日
18	契約中	委託先の追加・変更	今回、仮に案件が採択された後、実際の実装開発時に、想定外の開発問題が起こり、当初の参加団体・委任構成では開発が困難であることが明確な場合、開発途中において調査研究請負事業者にご相談のうえで、委託会社の追加や変更等をおこなうことは可能か。	合理的な事情があれば、開発途中でのコンソーシアムに含まれない委託先の変更（追加、削除）は可能ですが、デジタル庁の再委託承認手続が必要になる事から、採択後に変更の必要性が生じましたら当社までご連絡をお願いいたします。	4月4日
19	契約中	実施計画書の変更と委託料の変更	プロジェクトを進める中で、実施計画の変更を余儀なくされるケース、それに伴い、当初想定していた予算に変更があった場合、委託料の変更は可能であるか 契約書が請負契約で完成義務を負うため、万が一成果物を完成できなかった場合はどのような対応となるか	開発等の状況によって、成果を変更すべき合理的事由が生じた場合は、実施計画書を変更することとなりますが、プロジェクトの途中で、契約時の金額を上回る事業費の配分することは、原則実施されないものとして検討いただけますと幸いです。 万が一、期限までに当社の指示を踏まえた成果物が提出されない場合、契約書第33条以降の規定に基づき、修補等、契約金額の減額等が適用される可能性があります。 なお、Trusted Webを構成するシステムの一部機能が、計画どおり動作しなかった場合でも、それがTrusted Webを実現する上での課題として検証・抽出できれば、成果になります。合理的な事情があれば、計画通りにシステムを完成させる義務は必ずしもございません。	4月4日
20	契約中	支出計画と実際の支出金が異なったときについて	実際の支出金額が計画よりも少なかったときは、実際の支出金額が払われ、実際の金額が計画よりも多かった場合は、計画の金額が支払われるということでよいか	成果物が、計画及び当社の指示どおり提出されれば、実際の支出金額如何を問わず、契約時の金額をお支払いします。	4月4日

#	分類	質問トピック	質問内容	回答	回答更新日
21	契約中	同一または類似する内容の業務について	第２条の記載内容について「乙は、第三者から本業務と同一または類似する内容の業務を委託された場合、当該業務の実施にあたり、あらかじめ甲の承諾を得るものとする」となっている。同一または類似となるケースについて、具体化していただけないか。	本事業で採択され、支援をうけるプロトタイプシステムの企画・開発の内容と類似する業務（例：フェイクニュース対策に関するプロトタイプシステム）を指しております。同様の業務内容の契約が、同じ期間に複数生じることで、混乱が生じないか、確認させていただきます。	4月4日
22	契約中	同一または類似する内容の業務について	本事業で活用する技術について、弊社がすでに自社で研究開発を行った技術の利用を検討しており、当該技術については自社の別の取引にも利用を検討している。 上記技術を今回の実証事業に利用する場合、すでに自社で開発した技術の流用であっても、「企画・開発の内容と類似する業務」であれば、都度報告が必要になるか。	本事業とその他の事業において共通した技術を利用する事自体は、その都度連絡をいただく必要はございません。 ただし、当該技術を利用して、本事業で実現を目指すプロトタイプシステム・ユースケース（例：フェイクニュース対策に関するプロトタイプシステム）に類似した企画・開発を請け負うことが有る場合には、先の回答のとおり確認させていただきます。	4月4日
23	契約後	事業終了後の責任範囲について （B類型）	B類型で応募した場合、要件定義書等に関して、実現を要求される等の責任はいつまで及ぶのか。プロジェクト終了後にフォローアップ等は想定されるのか	B類型で作成した要件定義書について、本事業終了後に開発する等の責任はございません。他方、プロジェクト終了後に開発を行った場合、Trusted Web実現に向けた検討を深めるため、開発の状況や課題等をフォローアップ・ヒアリングさせていただく可能性があるため、ご協力いただければ幸いです。	4月4日
24	知的財産	デジタル庁の知的財産マネジメントに係る基本方針	契約書(案)第26条の３に掲げられている「デジタル庁が提示した知的財産マネジメントに係る基本方針」は何を参照すればよいか。 契約書(案)第26条の３に記載されている「合意書」については、同内容が代表団体と参加団体との間の業務委託契約などの取引関係を規定する契約中に同等の内容が含まれる形で設計しても問題ないか。	公募HPに掲載されている「知的財産マネジメントに係る基本方針」をご参照ください。 知財合意書について、代表団体と参加団体との間の業務委託契約などの取引関係を規定する契約中に同等の内容が含まれる形で設計しても問題ございません。様式９に、当該契約資料を添付していただき、知財合意書に関連する条文を様式９の２．に記載してください。	4月4日
25	知的財産	オープンソース化ステップ	PoC実施事業者(受託者)の成果物を知的財産権としてオープンソース化する場合、以下ステップという認識で問題ないか ①契約と同時にバイドール制度活用についての「確認書」の提出を行う ②当該著作物は受託者に帰属する（または、受託者-再再受託者間の契約条件により再受託者に帰属） ③受託者（場合により再受託者）がコントリビューターとしてオープンソース化	基本的にはご提示いただいたステップで認識に相違ありません。 しかし、契約書第11条、第12条等にありますとおり、事業者の方々が事業を履行するにあたって当社等から開示された情報の中に機密情報が含まれる場合、万が一オープンソース化する成果物に機密情報が含まれる可能性がありますので、その際は事前の書面による承諾が必要となる事にご留意いただけますと幸いです。	4月4日
26	知的財産	デジタル庁による利用とオープンソースライセンス規約の関係について	本事業における成果物を著作物としてオープンソース化した場合でも、デジタル庁がそのオープンソースライセンスで定めた規約に制約なく当該オープンソースを利用することはあるか	本事業の成果物をオープンソース化された場合であっても、第19条に基づき、デジタル庁及び当庁が認めた第三者は、当該オープンソースのライセンス規約に従わずとも、本業務により納入された著作物を、デジタル庁による当該著作物の利用に必要な範囲内において利用できるようにしていただく必要がございます。 他方、何らかの特段の事情があれば、個別にご相談ください。	4月4日

#	分類	質問トピック	質問内容	回答	回答更新日
27	知的財産	デジタル庁による利用とプロプライアタリの権利について	当該著作物がバイ・ドール制度の活用により、事業者側のプロプライアタリとなった場合の同条文の射程範囲を整理したい。 第19条第1項に定める「デジタル庁による当該著作物の利用に必要な範囲内において」の必要な範囲内には、デジタル庁が企画する何らかの公募や入札などによる何らかのシステム開発案件のための利用も含まれるものと読むことができる。かかるケースにおいては、本業務受託者の競合企業が当該公募や入札を受注する可能性もありえる。 本契約書はこのようなケースを意図して起案されているのものか、それとも、本業務の成果物についてデジタル庁による庁内外におけるデモやユースケースのプレゼンを念頭に置いての制度設計になるか。	公募要領にも記載している通り、本実証で明らかになった成果は、Trusted Webの実現に向けた検討や、Trusted Webの社会実装を推進するための普及啓発等に用いることを想定しています。 例えば、デモやユースケースのプレゼンに加え、政府や有識者によるTrusted Webのアーキテクチャの検討に活用すること等も想定されます。 契約書において「必要な範囲」を限定して記載するのは困難ですが、競合他社が非公表の本事業成果物（営業秘密等）を利用するなど、受託者による本事業成果を活用した事業化に大きな支障を与えるような利用は、避けるべきことだと認識しています。 もしデジタル庁において、競合他社が非公表の本事業成果物（営業秘密等）を閲覧する恐れがあるような、利用を検討する場合は、事前に権利者へ相談し、合意を得て進めてまいります。	4月4日
28	知的財産	ソースコードの提出範囲と機密保持について	成果物にはソースコードが含まれているため以下質問です。 1. ソースコードとは、今回のプロジェクトのために新たに開発した部分のみと理解しておりますが、相違ないか。それとも開発した部分を理解するために必要な範囲で全てということになるか。 2. ソースコードの秘密保持は契約書第12条～15条に従うと理解している。 2-1 デジタル庁やデジタル庁が指名した委員にソースコードを開示するということを想定されているか。 2-2 その場合には、第12条第３項に従い、開示前に開示者に対して事前同意の要求が行われるものと理解したが認識相違ないか。	●１．へのご回答 成果物のソースコードは、「今回のプロジェクトのために新たに開発した部分」のみとなります。公募要領p.9にあるとおり、本実証で明らかになった成果は原則公開されますが、事業化に向けて支障の大きい営業秘密等については、個別の相談が可能となります。 プロトタイプシステムの動作が、既存のシステムに依存する場合は、当該既存システムの仕様（機能仕様、処理内容）について確認する場合がございますが、企業秘密に当たるソースコード等の開示は任意であり、Trusted Webの具体化に向けてご協力いただける場合は、開示可能な範囲で、デジタル庁等へ開示いただければ幸いです。 ●２．へのご回答 上記の回答のとおり、成果物のソースコードである「今回のプロジェクトのために新たに開発した部分」は原則公開となります。このうち、事業化に向けて支障の大きい営業秘密等を含むソースコードについては、本契約書案第11～15条の機密情報に該当せず、その取り扱いについては個別相談となります。 Trusted Webの具体化に向けて、デジタル庁やデジタル庁が指名した委員に、保秘を前提に、非公開のソースコードを含めた非公開情報を開示することが想定されますが、デジタル庁が非公開情報を開示しようとする委員の中に、受託者もしくは著作権者の競合企業の社員が含まれ得る場合は、事前に受託者等へ事前同意を得る予定です。	4月4日

#	分類	質問トピック	質問内容	回答	回答更新日
29	知的財産	ソースコードの秘匿化手続きについて	事業化に向けて支障の大きい営業秘密等を含むソースコードについては、本契約書案第11～15条の機密情報に該当せず、その取り扱いについては個別相談とのことたが、秘匿化の基準があれば教えていただきたい	ソースコードの秘匿化について厳密な基準は定めてはおりませんが、「当該ソースコードを公表することで、開発したプロトタイプシステムを用いた事業が成立困難となるような不利益をもたらす場合」を想定していただければと思います。 そのような場合、開発した成果（プロトタイプシステム）における当該ソースコードの機能、役割や公表によりもたらされる不利益について、個別に当社と協議のうえ秘匿化の対応をさせていただきます。	4月4日
30	知的財産	バイドール適用によるIPRのキープと公開範囲について	弊社の提案内容について、本提案以前からアーキテクチャや実装を検討・確立してきた内容が主となるため、IPRに関しては基本的に全てがバイドール法の適用対象となる。 また、公に開示する技術情報についれも、既存の特許技術や現在特許申請準備中の部分が混在しており、更にユースケースの特性上、公に技術開示することでセキュリティ問題を引き起こす懸念があるため、部分部分を切り出して公に技術開示することが困難なことが予想される。 弊社としては、本公募に参画することでTrustedWeb関係者様への情報開示による協議や連携の確立による共創と推進、弊社事業化過程でTrusted Webとの共創による社会課題解決の推進を目的として体制を確立しご提案させて頂くことを考えているが、このような趣旨で入札することの是非をお教えいただきたい。	公募要領p.8にありますとおり、本実証で明らかになった成果は原則公開としていますが、事業化に向けて支障の大きい営業秘密等については、個別に相談が可能です。 「TrustedWeb関係者様への情報開示による協議や連携の確立による共創と推進」を目的にされているということですので、保秘を前提に、Trusted Web検討に関わる有識者等への技術仕様の開示、同有識者等による貴社成果システムの再現の確保、それらを踏まえたTrusted Web実現に向けた検討にご協力いただくことが問題なければ、ご応募いただければ幸いです。	4月4日
31	応募時	昨年度と今年度の公募目的の違いについて	昨年度の実証と今年度の実証との差異はどのようなものであると理解するとよいか教えていただきたい。	昨年度との大きな違いとしては、世の中に大きなインパクトを与えるようなプロジェクトを採択したいという目的で、予算の上限金額を撤廃した点がございます。さらに社会実装のニーズが高いものを採択したいという観点で、ユーザーへのヒアリングを重視することも今年度の公募では明記しています。 一方で、Trusted Webが解決できる課題を可視化したいという点など昨年度と共通の目的もございます。 課題の可視化の点では、昨年度既出の課題・示唆と、概ね同じ結果になりそうな提案は有用性が比較的低いと考えており、昨年度とは異なるTrusted Webの課題・示唆の提示や、既出の課題に対するソリューション提案を検討いただける提案内容だと有用性が高いと考えております。 また、技術だけでは解決しないことも見えてきたため、コミュニティづくりや、ガバナンス・ルールの検討など、システム以外におけるTrusted Web実現に向けた提案も歓迎していることも、昨年度との違いです。 公募要領別添の分析レポートに記載されている考察や成果を踏まえて、実証提案いただけますと幸いです	4月18日

#	分類	質問トピック	質問内容	回答	回答更新日
32	知的財産	知財合意に含まれる主体の確認	契約書の記載では「契約締結日に、事業参加者（乙、再委託先及び再々委託先等を含む。）間で知的財産権及びデータの取扱いについて合意書を作成し、別途デジタル庁が指定する様式第 9 により作成した知財合意書届出書を甲を通じてデジタル庁に提出しなければならない。」 となっているが、昨年度の実証事業では、知財合意書については事務局（甲）を含めた契約をするよう指示があった。 そのため、契約書の記載内容と異なる内容になっているが、今回の実証事業ではどのような契約形態を想定しているか。仮に前回同様の場合、契約書の記載と異なる対応になるため、契約書の記載内容の修正いただけないか。 また、「別途デジタル庁が指定する様式第 9 により作成した知財合意書届出書」と記載があり、参照文章として「（別紙）知財合意書参照」という記載があります、こちら知財合意書についても参考としてひな形がありますが、基本的にはひな形ベースで契約を合意する必要があるという理解で合っているか。	ご指摘いただきありがとうございます。 知財合意書合意では、今年度も昨年度と同様に、実証に参加される事業参加者に加えて調査研究請負事業者(甲)を交えた合意とする想定でございます。 したがって契約書(案)第26条 3-2(及び影響がある場合は関連個所も含む)について内容修正を検討し、修正する場合は公募ウェブサイトで更新版をアップロードいたします。 知財合意書につきましては、事務局にて用意しているひな型にて合意形成いただく想定でおりますが、あくまでひな形なので、必要があれば追加・変更いただけますと幸いです。	4月24日
33	応募時	同一事業者の複数応募	一つの事業者が、複数のコンソーシアムに所属しつつ、全く別のプロトタイプシステムやビジネスモデルについて、各応募をすることは可能であるか （いずれも協力団体であれば可能、ある応募で代表団体になっている場合は不可、など可否の条件も併せてご教示いただきたい）	複数応募の制約はございません。 複数で代表団体応募することも可能ですし、委託先、協力先事業者として複数の応募に入っていることも可能です。 複数応募を行いにあたっては、提案したすべてが採択された場合に備えて履行可能な体制を構築し、その旨を提案書に記載いただけますと幸いです。	4月28日
34	応募時	コンソーシアム型か、一者による事業かの判断	・今回、基本的に単独で本実証実験を進める予定でおりますが、一部、実証にあたたって子会社に情報提供などの協力をもらう形を想定している。この場合、コンソーシアム型での応募になるのか ・もしかしたら、他にもパートナーシップを結んで進める企業が追加される可能性はあり、それは実証を進めながら、適宜ご報告させていただく形でよいか	・コンソーシアムで応募するか否かは、公募要領を読み、貴社でご判断ください。 ・パートナーシップを結ぶ企業との間で、実証予算のやりとりが生じない場合は、適宜ご報告いただければ問題ございません。もし合理的な事情により、実証予算を使用して新たに委託することになった場合は、委託先の追加・変更等は可能です。契約変更手続きが発生しますのでご留意いただけますと幸いです。なお、委託先が追加されて作業事項が追加されたとしても契約金額は変更不可ですのでその点もご留意ください。	4月28日
35	応募時	コンソーシアムの扱い	実施体制について、コンソーシアムで応募する場合に、「参画事業者」や「協力事業者」として、法人格のないコンソーシアムを指定可能であるか	はい。参加団体・協力団体として法人格のないコンソーシアムを指定することは可能でございます。	4月28日

#	分類	質問トピック	質問内容	回答	回答更新日
36	応募時	実証事業体制	実証事業体制に調査請負事業者の出資先を含めることは可能であるか	主たる請負事業者による出資があるものの、実質的な支配関係を有さない場合、体制に含めることは可能でございます。 事業者を応募に含めるにあたっては、調査請負事業者を含む事務局メンバーと、この質問受付以外で直接連絡されることは避けるようご留意いただけますと幸いです。	4月28日
37	応募時	協力会社の扱い	本提案は現場での実証が中心なので新しい共同知財が生まれることはなく、したがって参加者の間での知財合意書は不要と考えている。そこで、単独型で提案する形として、他企業は協力団体として位置付けようと考えているが、その場合、進捗や成果の報告会等に協力者が実施者側で参加して質問に答えたりすることは可能であるか	・実証事業において契約関係がない協力者・協力団体が、進捗や成果の報告会等に協力団体が参加して質問に回答いただくことは可能です。 他方、協力団体がいて、かつバイドール制度を利用されたい場合は、知財合意書の作成が本当に不要か、協力団体含めて確認することになります。 ・なお、代表団体と協力団体において契約関係がないと思われますので、本実証予算について協力団体と金銭のやり取りをしないこと、また提案書及び実施計画書に記載された、協力団体が行う事項について、応募者が責任をもって適切に管理することにご留意いただけますと幸いです。	4月28日
38	応募時	実施体制におけるメンバー構成（役割・役職）について	事業責任者の下に位置する「プロジェクトマネージャー」や、その他本件を遂行するメンバー（チームリーダー）に関して、単独事業者として出す場合に、全員「その事業者の正社員」である必要があるか。	実施体制については、ユースケース実証事業の実現可能性が問われており、責任をもって提案内容を実現し、期待される成果を出せるかが重要です。実現可能性にリスクがあるように第三者が判断し得る部分があれば、どのようにそのリスクを低減するか記載されることが一般的には望ましいかと思います。	4月28日
39	応募時	「再委託」の対象範囲について	・「再委託」の対象は、当社と委託契約する個人が本事業に参加する場合には、当該個人事業者も対象に含まれるか。もしくは、法人または団体のみが対象となるか。 ・一部だけでも当社の正社員以外が関わる場合には、再委託の対象となるか、その範囲をご教示いただきたい ・なお、再委託がある場合にはデジタル庁からのご承認が必要となる点につき、承認プロセスにおいてご提出すべきもの等がございましたらご教示いただきたい	・個人事業主を業務委託で実証事業に参画させる場合、提案書に再委託として記載いただけますと幸いです。 ・再委託の承認プロセスにおいて、実施計画書の提出・契約締結を行う際に再委託事業者の確認を行うことがございますのでご留意いただけますと幸いです。(こちら採択時に案内いたします。)	4月28日
40	応募時	実施体制について	実施体制について、本事業を開始する段階で、事業成果をビジネス化する可能性がある組織の参画が必要か？	事業成果をビジネス化する可能性がある組織の参画は必ずしも必要ではございませんが、公募対象は、「持続可能な事業展開を目指す」事業になるほか、「実現可能性」が審査基準になっていますので、その点ご留意いただいて提案書を記載いただけますと幸いです。	4月28日
41	応募時	実施体制について	実施体制について、「役職を担当する方」の「連絡先」には、電話番号またはE-mailアドレスを、わかる範囲で記載すればよいか？	事業責任者・プロジェクトマネージャーの連絡先は全て必ず記載してください。	4月28日

#	分類	質問トピック	質問内容	回答	回答更新日
42	応募時	間接経費	【様式3-2】支出計画書（B類型用）.xlsxの「②間接経費」に10%と書かれていますが、 (1)10%は固定であるか (2)固定ではない場合、上限はあるか (3)固定ではない場合、採用した割合についてのエビデンスの提出が必要であるか	(1)(2)間接経費に制約はございません。 (3)ただし、審査の過程であまりにも高いという判断を審査委員会が行った場合は調査研究請負事業者経由でエビデンスの提出を頂く場合がございます。 費用対効果についても評価対象になること、また、提案費用から減額することで条件付き採択等になる可能性があることを踏まえて現実的な範囲で間接経費を決定いただけますと幸いです。	4月28日
43	応募時	事業費ついて	本公募で支払われる事業費は「競争的研究費」に該当するか	本公募支払われる事業費は競争的研究費には該当しません	4月28日
44	応募時	再々委託について	契約書(案)第32条（再委託の禁止）で「最終再委託先までを含む」と記載があるが、本契約の一部を第三者に「再々委託」する場合、甲の承諾を得るために乙が留意すべき点は何かあるか	再委託(再々委託)の金額・合理的な理由・業務範囲等を提示いただくことがあるためその点ご留意いただけますと幸いです	4月28日
45	応募時	事業スキームについて	提案書3-1：創出するユースケースの事業スキーム・事業内容について、「事業スキーム図」や「事業スキームに登場する主体」は、既存の組織・個人である必要があるか？	既存の組織・個人である必要はございません。	4月28日
46	応募時	技術的な新規性について	提案書4-3：本実証のプロトタイプシステム(アプリ・システムインフラ等)の企画・開発について、近年特許出願あるいは特許公開されたばかりの技術を「新規性が高い」と記載することは可能か？	可能ではございますが、技術的な新規性は、特許公開されたばかりという点のみで判断されるものではなく、Trusted Webの実現手法として適当であり、かつ新規性があるものを想定しています。新規性については、公募要領に注意書きを記載しているので、よく読んでいただいたうえでご記載をお願いします。	4月28日
47	採択時	申請内容の公開範囲について	応募した提案内容の公開について、採択された案件のみ公開という理解でよいか 上記理解のもと採択された案件においては提案書のどの範囲まで公開される予定か。質問の意図・懸念点としては4－4 ビジネルモデルのフィージビリティ確認における実証期間中にヒアリングを予定している対象先について、応募段階では予定で構わないとあるが公表されるのであればヒアリング対象先に内諾を取っておく必要があると考えている。	・採択された案件のみの公開となります。 ・採択時に公開する情報は、事業概要(主に提案書１や3-1-1の内容)と提案団体名(コンソ名と代表団体）を公開予定でございます。また、中間報告・最終報告等で取組内容が公開されます。この内容は採択された実証事業者が作成・発表します。 ・したがって、4-4ビジネスフィージビリティ確認における事業者ヒアリング先の名前について、ご懸念の点は心配なく、応募段階での内諾は必須ではございません。	4月28日

#	分類	質問トピック	質問内容	回答	回答更新日
48	契約時/ 契約中	業務委託内容の作成・技術制約等	実証事業に採択後、契約書と共に締結する「業務委託仕様書」についてご教示いただきたい 「業務委託内容」はどのように作成されるのでしょうか。提案書の内容を元に作成する　と推察しますが、内容については貴社と当社で協議して決めることが可能か また、「業務委託内容」に技術的な制約（「ブロックチェーン技術を使用する」等）が記載されることはあるか	採択後、調査研究請負事業者から業務委託仕様書案をお渡し、貴社と協議の上で契約締結する事を予定しています。業務委託仕様書案は提案内容をもとに作成いたしますので、使用技術についても適宜提案書に記載頂ければと存じます。	4月28日
49	契約中	契約金額の受け取り	実証のために月額クラウドサービスを使用する場合、月額分の検収のみ開始月から実証費用を頂くことは可能となりますでしょうか。 また、一括のみの場合、月額サービスを開始させて頂く書面を取り交わすといったことはご相談できるか。	原則年度末に一括で実証費用を支払うことになりますのでご留意いただけますと幸いです。一方で、、月額サービスを開始する旨の書面を取り交わし等について調査研究請負事業者と貴社間での取り交わしは可能でございます。	4月28日
50	契約中	成果報告書の事前提出について	「成果報告書」の事前提出が12月8日となっている点、本事業自体は2月まで継続されることから、12月8日時点版は一部穴あき（未確定情報）の状態でのドラフト版提示との理解でよいか	12月8日時点で、実施済みの範囲は可能な限り記載していただくことを想定しているため、未実施の部分は、未記載の状態で構いません。昨年度、最終成果報告書の締切を遵守しなかったり、報告書の品質管理に問題がある団体が複数いたことを踏まえた措置になります。	4月28日
51	知的財産	権利の帰属の範囲について	・本事業で実施する検証の一部機能は、類似実績の機能とオーバーラップすることが見込まれますが、もともと類似実績で構築している機能についての権利は当社に帰属するものとの理解でよいか （本事業のために構築した機能のみの著作権がデジタル庁に帰属するものとの理解でよいか）	すでに貴社で開発されたものは貴社に帰属するという認識でございます。提案書の「4-5. 本実証で企画・開発するプロトタイプシステムの第三者による再現可能性」の項でシステムのどの部分が貴社製品で、どの部分が本実証で開発するものか明確に記載いただけますと幸いです。	4月28日